

推奨の結婚相談に関する規約

全国結婚相談業教育センター（以下「本協会」という）は、今日の社会、経済情勢の中にあって、結婚相談業の置かれている立場を認識し、社会的信頼を得るべく、良心的な結婚相談業を行なうことにより、社会的評価と経済的地位を確立することに努めると共に、この事業を通じて健全な結婚を育むことにより、社会に貢献することを旨として、自主規制を内容とする本規約を規定するものとする。

本協会と正会員結婚相談事業者（以下「正会員」という）は日本固有の「お見合い結婚」という、結婚形態の長所を生かしつつ、良心的な結婚サービスを提供するために、結婚相談業に関する法規と共に、本規約を遵守することとする。

I. 結婚問題に関する人権尊重の徹底

世界人権宣言、日本憲法等に基づき、正会員は、結婚問題に関し、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、門地等による差別を行なってはならない。

（規制事項）

1. 結婚相談に関する書類及び記載事項について、次の事項を遵守することとし、結婚相談において、いかなる差別も行なってはならない。

(1) 提出書類について

① 入会希望者及び会員に提出を求めて差し支えないと思われる書類

- ア 入会申込書（入会申込書の控え（写し）を入会申込者に交付し、本人の求めに応じて、随時自分の登録内容の確認、更新、修正をさせること）
- イ 写真
- ウ 相手に対する希望条件
- エ 自己紹介書

② 入会希望者及び会員に提出を求めることが不相当と思われる提出書類

- ア 戸籍謄抄本（行政庁は結婚目的のための交付には応じない。）
なお独身である旨の証明を求めるに当たっては、申込み者の意思、信条に配慮し、独身証明書の活用を図ること
- イ 身元保証書
- ウ 健康診断書（必要であれば当事者間で、任意に、取り交わすよう助言、指導すること。）
- エ 入会の規約に関する家族の同意書（当事者が未成年の場合には法定代理人の同意書は適当）

(2) 入会申込書等の記載事項について差し支えないと思われる記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日又は年齢
- ウ 性別
- エ 再婚の有無
- オ 養子希望の有無
- カ 現住所

- キ 電話番号
- ク 資格
- ケ 特技
- コ 趣味
- サ 共働きの有無
- シ 身長
- ス 体重

(3) 当事者に記載させたり、聴取をすることが不適切な事項

- ア 本籍地（身元調査につながるものであり、不適切。必要ならば、本籍地の属する都道府県名までに止めること。
なお、出生地や親の住所などにこの項目についても同様である。）
- イ 続柄（非嫡出子に対する差別に関連して）
- ウ 健康状態、既往症（必要であれば、当事者間で、任意に、健康診断を取り交わすことなどで処置する事）
- エ 家族の学歴、職業、勤務先、年齢、（注・就職試験の際の、この種の質問は、差別につながるものとして、労働省の指導により、禁じられている。）

(4) その他、自由記載事項

自己紹介、相手に対する希望などは、自由記載事項、選択記載事項とすることが望ましい。

(5) 上記 (1) ～ (4) までの規定等は、入会申込書に限らず、相手に対する希望条件書や

自己紹介書などの提出書類の記載事項のほか、聴取する場合の聴取事項についても準用すること。

(6) 氏名、住所、年齢などの本人確認をするために呈示を求める書類等の取扱のについて

運転免許証、健康保険証など各種の証明書類については、呈示を求めるに止め、コピー及び転記をした場合には、厳重な保管の上、当事者から変換を求められたときには速やかに返却することとする。

- 2.正会員は結婚相談において男女平等の取り扱いを徹底し、女性差別を行ってはならない。（女性差別撤廃条例、参照）
- 3.正会員は理由なく、外国人の入会を拒み、結婚相談において、国籍差別を行ってはならない。（人種差別撤廃条例、参照）
- 4.正会員は理由なく、障害者の入会を拒み、結婚相談において、障害者差別を行ってはならない。（障害者差別、参照）
- 5.正会員は人権侵害、差別を内容とする結婚相談に応じてはならない。

II. プライバシー管理の厳守

結婚相談に当たっては、入会希望者及び会員（以下、「会員等」という）のプライバシーを尊重し、会員等に関するデータについては、これを厳格に管理しなければならない。（プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告、参照）

(規則事項)

- 1.正会員が収集する情報は、結婚希望者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。
- 2.正会員が結婚紹介を目的として収集した個人情報、会員等の事前了解が無い限り結婚紹介の目的以外に使

用してはならない。

- 3.正会員が知り得る個人情報については、個人の秘密、プライバシーに係るものが多いため、正会員は、その取り扱いに細心の注意を払うとともに、従業員、又は結婚希望者から情報が外部に流失することがないように、事業者内の管理体制の整備及び責任の明確化を行なうこと。
- 4.正会員は、従業員に対する人権尊重・プライバシー保持のための教育及び指導を行う義務を負う。
- 5.正会員は、入会者一覧表等の印刷物について、特定個人と推察される表現、記載をしたデータを会員等以外の一般に公開してはならない。
- 6.結婚希望者から得た個人情報は、入会・参加取り下げ、脱会等があった場合には、個人情報の原本等を返却、破砕、消去等により処分するとともにコンピュータ・フロッピー等に記録されたデータ等を抹消すること。

Ⅲ 広告宣伝活動の自粛

広告、宣伝活動をするに当たっては、結婚相談業への正しい理解と信頼が得られるように努め、事実と反する表現・表示による

虚偽広告、誤解を招く恐れのある誇大広告を行ってはならない。

(規制事項)

- 1.次に掲げる表示又は表現を、広告、宣伝及び印刷物に使用する事を禁止する。
 - (1) 事実と反し、根拠のない表示・表現
 - (2) 「入会即見合・結婚」など誤解を与える表現
 - (3) 根拠なく、同業他社を中傷誹謗する表現
 - (4) 本協会において認定する会員数、成婚率、料金等の数値以外の数値に関する表現
- 2.新聞、雑誌、ちらし等の広告宣伝媒体を使用して、広告、宣伝活動を行う場合は、次の基準に従うものとする。
 - (1) 「業界 NO.1」「業界最大」などの表示をする場合は、その具体的根拠を明示すること。
 - (2) 「無料サービス」など「無料」を表示する場合は、その無料となる役務の内用を具体的に明示すること。
 - (3) 正会員が広告、宣伝以外に印刷物を作成する場合も、1及び2に準じて作成すること。

Ⅳ.入会・相談業務等の基準

入会希望者等は、自らの自由な意思で入会し、サービスの提供を受け、もしくはこれを拒み、または退会することができるものである。

正会員は入会・相談業務を行うに当たっては、入会希望者等の正しい理解と信用を得るように努め、入会手続き、契約については、常に、一貫性のある適正なものとした上で、詳細な説明を行い、相互の権利義務関係を明確にし誤解や不利益をもたらすような方法、行動を取らないこと。

又、入会者等に対し、適正配偶者選択に関する正確なデータサービスを提供し、必要に応じ、懇切、丁寧なカウンセリング・ガイダンスを行い、入会者の希望が達成されるよう、最大限の努力を払うものとする。

(規制事項)

正会員は、入会、相談業務を行うについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務を開始するまでに、書類、器具類を整え、事業システムを確立しておくこと。
- (2) 入会者のために、従業員等に過大なノルマ・奨励等を課さないこと。

- (3) 入会勧誘のために、「直ちにお見合いができる」などの甘言を弄し、入会希望者に対し、誤解を与える言動をしないこと。
- (4) 長時間にわたる説得、頻繁な電話勧誘など、執拗な入会勧誘を行わないこと。
- (5) 自社への入会を勧誘するために根拠がなく、同業他社を中傷誹謗しないこと。
- (6) 入会手続きに際し、予め、サービスの内容、料金、入会者資格、期間、権利義務に関する事項等について、明確に記載された書面を、会員等に交付すること。
- (7) 入会に関して、文章で呈示した以外の約束条件等を課さないこと。
- (8) 入会規約に至るまでに、入会申込書等の必要書類について、十分な説明を行うこと。
- (9) 入会希望者が、結婚できる状態であることを、書類や本人の誓約書などで確認すること。
例えば、婚姻可能年齢である、独身である、結婚生活を営める健康状態であることなど。
- (10) 結婚相談において、事実と反する虚偽の説明や会員等の判断に影響を及ぼす重要事項を故意に告げないなどの、疑惑や不信感を招く言動をしないこと。
- (11) 入会者等に対する連絡、交渉は、迅速、的確に行うこと。

V 適正料金体系の確立

斡旋、紹介等を請負う結婚相談業は、サービスの内容に見合った料金体系を確立し、社会通念上、妥当かつ納得のいく料金額を設定し、入会者に対する公正取引を保証する料金表示を行うこととする。

(規制事項)

1. 料金体系は入会金、登録料、会費、見合料、成功報酬を料金項目とする成功報酬制を採用する。
2. 入会金や登録料は入会時に、会費は月単位、見合料は、見合時に、成功報酬は、婚約成立時に受け取る
こととし、前払い料金制は禁止する。
3. 正会員は、本協会が指定する各料金項目の入会金、登録料、会費及び見合料の金額について、上限金額の
範囲内において料金の額を設定するものとし、成功報酬についてのみ任意とする。
なお、特別な事由で本協会が適当と認めた場合は、この限りではない。
4. 正会員は、前各号の規定の料金を明示する方法を講ずることとする。
5. 正会員は、返還すべき料金のある場合は、返還基準を定め、利用者に呈示することとする。

VI. 苦情処理

正会員は、結婚希望者等からの苦情の発生に対しては、事前の予防に最前の努力を払うとともに、苦情の発生に際しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応並びに措置を講ずることに努める。
また、本協会に設置せられている苦情処理相談窓口の活用を図ることにより、よりの確な対応を行うこととする。

附則

この規約は、平成 18 年 12 月 28 日から実施する。

平成 20 年 10 月 21 日に一部規約変更し、11 月 14 日より実施する。

NPO 法人 全国結婚相談業教育センター 理事長 中西圭司